

2008くらしのサポーター通信No.26

2008.7発行

ハイライト:

□今月のテーマ:夏に多い契約トラブル

□お知らせ:消費者大学校

□交流コーナー:コラム“浅草寺の観音様の縁日～4万6千日～”

夏に多い契約トラブル

1 家庭教師・学習教材をめぐるトラブル

夏休みの時期は、受験生にとって学力をアップさせるのに大切な時期です。この時期には受験期の子どもを持つ家庭から、家庭教師や学習教材の販売の契約についての相談が多く寄せられています。

相談

※ 家庭教師の派遣業者に子どもの家庭教師を申し込んだ。先生との相性が悪いため「他の先生に変えて欲しい。」と言ったが、「難しい。」と断られた。もう解約したい。

※ 家庭教師の派遣業者から電話があり、家庭教師の無料体験を受けた。来訪した業者に、家庭教師と併せて、指導に必要であるため学習教材も勧められ契約したが、高額なので解約したい。

アドバイス

(1) まずは、クーリング・オフを

特定商取引法により「契約期間が2か月を超え、支払額が5万円を超える家庭教師の契約」は、特定継続的役務提供といい、契約書を受け取って8日以内であればクーリング・オフ、つまり無条件の解約ができます。クーリング・オフをしますと、家庭教師のサービスを受けていても、代金を支払う必要はありません。

(2) 中途解約について

8日間のクーリング・オフの期間が過ぎた後でも、家庭教師の中途解約をすることは可能です。また、先ほどの相談事例にもありました家庭教師の派遣と学習教材がセットになっている場合は、家庭教師を中途解約するときには、学習教材も解約できます。

しかし、中途解約の場合は、クーリング・オフとは違い、今まで受けたサービスについては原則として代金を支払わなければなりません。また、消費者の側からの申し入れで解約することができたとしても、事業者から損害賠償や違約金を請求されたりすることがあります。

(3) 家族でよく話し合しましょう。

子どもの個性によって勉強方法の違いや家庭教師との相性等もあると思われます。また、使用する教材も、子どもに合わせて選ぶ必要があるものと考えられます。

受験を控えた子どもへの期待が高まるのも分かりますが、教材の見本や訪れた販売員の言葉をじっくりと見聞きするとともに、内容や価格を十分に検討し、契約書面もよく読むようにしてください。

子どもも含めた家族で相談の上、慎重に判断するようにしましょう。

2 物干し竿販売のトラブル

梅雨が明けて、洗濯日和の好天が続くようになる頃、物干し竿の移動販売に関する相談が目立つようになります。

相談

※ 「2本で千円」とマイクで放送しながら巡回している物干し竿の移動販売の業者を呼び止めて物干し竿と台とを注文した。竿を切って長さを調節してくれたので、買わざるを得ない心理に陥ってしまい、数十万円もの高額な金額を請求され支払ったが、後悔している。

アドバイス

(1) 声をかけるのは慎重に

相談事例をみると、移動販売でのトラブルが多く、悪質なケースも少なくないので、移動販売業者に声をかけるのは慎重にした方がよいでしょう。

(2) 購入する前に価格を十分確認し、不要な場合はきっぱりと断ること

宣伝や呼掛けに惑わされず先入観を持たずに、購入の意思表示をする前にしっかりと金額を確認しましょう。希望の金額でない場合や不要な場合にはきっぱりと断ることです。

(3) 領収書等を受取り、その場で連絡先を確認すること

クーリング・オフや解約をしようにも、業者と連絡が取れなくては交渉ができないので、領収書や契約書等を必ずその場で受け取り、販売業者の連絡先が明記されているか確認してください。また、連絡先等が記載されていても必ずしも信頼できるとは限らないので、注意が必要です。領収書等を出し渋ったり、連絡先を教えようとしない業者との契約は避けた方がよいでしょう。

3 出会い系サイトに御用心

夏休みの期間中は、学生の皆さんは比較的自由になる時間が多くなるためか、インターネットの利用時間も長くなりがちのようです。しかし、インターネットで、お金をもらえるとか異性との出会い・交際に期待を抱かせる巧妙な手口に誘われ、サイトに登録したことによって、出会い系サイトから料金を不当に請求されたという相談が後を絶ちません。

相談

※ 無料の懸賞サイトに登録したら、携帯電話に4等400万円の懸賞に当選したというメールが届いた。賞金を受け取るために必要といわれ、出会い系サイトに登録したうへ何度もメールを送った。結局賞金は振り込まれなかった。

※ 以前利用していた出会い系サイトの料金が3万円未払いのままになっていると債権回収会社から請求があった。自分は利用料を払って、まだポイントが残っている状態で退会している。届いたメールはすべて削除していた。

アドバイス

(1) 無料サイトに安易に近づかない

意図しない出会い系サイトからの勧誘広告メールが届くようになる背景には、あるサイトに登録するといくつものサイトに同時に情報もたらされることになっていると考えられます。無料だからといって安易にアクセスして、氏名や住所などの個人情報を不用意に入力したりしないようにしましょう。

(2) 不当な請求に対しては支払わないこと

利用していなければ支払う必要はありません。「登録したから」「請求が何度も来るから」などの理由で請求に応じたり、聞かれるままに個人情報を教えたりすると、さらに別の業者から次々と請求を受けることになるので注意しましょう。

くらしのサポーターの皆さんへ

商品やサービスの契約に関することでお困りの方が周りにいらっしゃる場合は、通信の情報を伝えていただくとともに、センターへ相談をおつなぎください。

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

消費者大学校開催のご案内

消費者大学校学生を次のとおり募集します。

消費者問題に関し、消費者自身の問題対処能力の開発を援助し、地域の消費者活動を推進するリーダーを養成する講座です。消費者問題の現状や消費生活に関する法律、経済などを、講義形式及びグループ研究により学びます。

日程 10/7から11/25までの毎週火曜日（全8回）

午前10時から午後3時まで

会場 ホテル千秋閣（徳島市幸町3-55）

費用 1,500円（テキスト代として）

応募資格と定員

- ・県内在住の18歳以上で、継続して全講座を受講できる方
- ・消費者問題に対し、学習する意欲がある方
- ・卒業後は、地域の消費者リーダーとなる意思がある方

定員 60名程度（先着順）

募集期間 8月11日（月）～9月11日（木）

お問い合わせ・申込先

徳島県消費者情報センター

特定非営利活動法人 徳島県消費者協会

徳島市西新町2丁目5 徳島経済センタービル5階

電話 088-625-8285

くらしのコラム

浅草寺の観音様の縁日～4万6千日～

起きれば暑いので図書館へ行った。そこで新聞を開くと「4万6千日」のコラムが目にとまった。7月10日は浅草の観音様の縁日で「ほうずき市」で賑わうそうだ。観音様の縁日の中でもこの4万6千日は特にご利益があり、この日に参拝すれば4万6千日参ったご利益があるといわれる。4万6千日を365日で割れば126年になる。

4万6千日の語源は詳らかではないが、1升のマスの米粒が4万6千粒ほどあることからだろう。一生が一升と通じ合い、一粒を1日として4万6千日になったと言われるが、納得できるものではない。東京まではちょっと行けないが、松茂町にある浅草寺分院の観音堂にお参りしてご利益を願った。

くらしのサポーター 三原茂雄

くらしのサポーター担当者より

現在、毎週土曜日に消費者大学校大学院が開講されています。この猛暑のなか、消費者問題について学習をされている院生の皆様には、本当に頭の下がる思いです。

なお、8月23日には「くらしのサポーター事業と消費者活動」と題する講座において、講師として皆様と一緒に消費者活動について学んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。